

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う歯科衛生士の
免許申請等に係る取扱いについて

平成 23年 3月 25日
財団法人 歯科医療研修振興財団

今般の東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、厚生労働省医政局長通知（平成23年3月17日付医政発0317第21号）に基づき、岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災県」という。）を住所地とする者及び現在被災県に居住する者（一時的に被災県に滞在する者及び一時的に被災県以外の都道府県に移動した者を含む。以下同じ。）を対象として、歯科衛生士の免許申請等に係る手続きについて、下記のとおり取り扱うことといたしますのでお知らせいたします。

なお、被災県の復旧状況等にかんがみ、下記の取扱いの延長等を検討することがあり得る旨を申し添えます。

記

1. 平成23年歯科衛生士国家試験に係る取扱いについて

(1) 合格発表に係る取扱いについて

歯科衛生士国家試験の合格発表については、厚生労働省のホームページ及び当財団のホームページに合格者の受験地、受験番号を掲載することとしています。

今般の震災の発生を受けて、現在被災県に居住する者のうち、当該ホームページを閲覧できる環境にないものや受験票を亡失したもの等、合否結果の確認が困難なものについては、当財団に対して自らの合否結果を問い合わせただいて差し支えないことといたします。

(2) 免許申請の添付書類に係る取扱いについて

今般の震災により、官公署等が十分に機能しておらず、また、交通機関や郵便等が十分に復旧していない状況にかんがみ、被災県を住所地とする者及び現在被災県に居住する者による免許申請に係る添付書類について、

①ら④までのとおり取り扱うことといたします。

また、②から④までの取扱い（②については(ア)及び(イ)の取扱いに限り、④については判決謄本の添付に係る取扱いに限る。以下同じ。）により免許申請を行った者に対しては、免許証に代えて、登録済証明書（有効期限は平成23年12

月31日)を発行することといたします。このため、②から④までの取扱いにより免許申請を行う者は、官製はがきに受取先の住所及び氏名を正確に記載し、免許申請書に必ず添付してください。

当該登録済証明書を発行された者については、平成23年10月31日までに正規の添付書類を当財団あて郵送により提出してください。

正規の添付書類が揃い次第、免許証を交付することといたします。

なお、②の取扱いについては被災地を本籍地とする者、③の取扱いについては被災県内に判決を受けた裁判所を管轄する検察庁が所在する者も対象といたします。

① 国家試験の合格証書の写しの添付（又は受験番号の記載）

震災に伴い郵便物の配達が困難となった地域に居住しており、かつ、震災により受験票を亡失するなど自らの受験番号を把握していない者については、国家試験の合格証書の写しの添付及び受験番号の記入を省略して差し支えないことといたします。

② 戸籍謄（抄）本若しくは本籍地都道府県名が記載された住民票（外国人登録原票記載事項証明書を含む。以下同じ。）の添付

(ア) 本籍地、住所地（日本の国籍を有しない者の場合は外国人登録先）の官公署等が十分に機能しておらず、戸籍謄（抄）本若しくは本籍地が記載された住民票の入手が困難な者については、パスポート、運転免許証（旧様式）、卒業証書等、本籍地を確認できる書類の写しを添付することとして差し支えないことといたします。

(イ) やむを得ず、(ア)の取扱いによることが困難な者については、申立書（別添1）を添付することとして差し支えないことといたします。

③ 判決謄本等の添付（罰金以上の刑に処せられた者に限る。）

交通事情等により判決謄本の入手が困難な者や、震災により判決謄本及び領収書（罰金刑に処せられた者に限る。）を亡失した者については、判決謄本等に代えて、申立書（別添2及び別添3）を添付することとして差し支えないことといたします。

④ 医師の診断書の添付

居住地の医療機関の状況にかんがみ、健康診断を受診することが困難である場合等、やむを得ず医師の診断書を用意できない者については、当財団に個別に御相談ください。

2. 免許証を亡失、き損した者に対する登録済証明書の発行について

歯科衛生士の免許を受けた者が就職等の手続に際して免許証を必要とすることに

かんがみ、被災により免許証を亡失し、又はき損した者に対し、「登録済証明書」を発行いたします。なお、当該登録済証明書の有効期限は平成23年12月31日までといたします。

登録済証明書の発行の申請は、申請者が直接当財団あて往復はがきを送付することにより行います。申請に際しては、往復はがきの往信用の裏面に「交付申請事項」（別添4）を記載し、返信用の表面には受取先の住所と氏名を記載することとする。（返信用の裏面には何も記載しないこと。）

上記について、ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

財団法人 歯科医療研修振興財団
〒102-8502
東京都千代田区九段北4-1-20
歯科衛生士登録担当
TEL:03-3262-3381

(別添1)

戸籍

申立書

この度の歯科衛生士免許申請において、東北地方太平洋沖地震による被害を受けたため、添付書類である戸籍抄(謄)本若しくは本籍地都道府県名が記載された住民票(外国人登録原票記載事項証明書)を用意することができませんでした。

つきましては、本申立書により、財団法人歯科医療研修振興財団が定めた提出期限までに、戸籍抄(謄)本若しくは本籍地都道府県名が記載された住民票(外国人登録原票記載事項証明書)を事後提出することを確約いたします。

平成 年 月 日

住 所

電話番号

氏 名 印

財団法人 歯科医療研修振興財団 理事長 殿

注) 住所、電話番号については現在の連絡先を記載し、変更があった場合は必ず当財団へ連絡すること。

(別添2)

判決謄本

申立書

この度の歯科衛生士免許申請において、東北地方太平洋沖地震による被害を受けたため、添付書類である判決謄本を用意することができませんでした。

つきましては、本申立書により、私が処された罰金以上の刑の詳細を申し立てるとともに、歯科医療研修振興財団が定めた提出期限までに、判決謄本を事後提出することを確約いたします。

記

- (1) 罪名・刑罰・罰金の場合は納付の有無
(例：暴行により罰金30万円、納付済)

--

- (2) 判決を受けた年月日・裁判所 (例：平成23年3月1日、東京簡裁)

--

- (3) 事件の概要

--

平成 年 月 日

住 所

電話番号

氏 名

印

財団法人 歯科医療研修振興財団 理事長 殿

注) 住所、電話番号については現在の連絡先を記載し、変更があった場合は必ず当財団へ連絡すること。

(別添3)

領収書

申立書

この度の歯科衛生士免許申請において、東北地方太平洋沖地震による被害を受けたため、添付書類である領収書を用意することができませんでした。

つきましては、本申立書により、平成 年 月 日に裁判所から言い渡された罰金刑による罰金 円を支払ったことを申し立てます。

平成 年 月 日

住 所

電話番号

氏 名

印

財団法人 歯科医療研修振興財団 理事長 殿

注) 住所、電話番号については現在の連絡先を記載し、変更があった場合は必ず当財団へ連絡すること。

登録済証明書交付申請事項

1. 職種 (※)
2. 登録番号
3. 登録年月日
4. 本籍地 (※)
(日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍)
5. 氏名 (※)
6. 生年月日 (※)
7. 性別 (※)
8. 試験合格年月
(都道府県知事免許の場合は、試験合格年月と都道府県名)
9. 現住所 (※)
10. 電話番号 (※)
11. 被災時住所 (※)

(注1) ※印は必ず記入すること。

(注2) 登録番号等不明な場合は記入を要しない。

(注3) 申請する際は、往復はがきの往信用の裏面に上記項目を可能な範囲で記載し、返信用の表面には受取先の住所と氏名を記載すること。
なお、返信用の裏面は何も記載しないこと。

送付先：〒102-8502
東京都千代田区九段北4-1-20
歯科衛生士登録担当

歯科衛生士登録済証明書

氏 名	
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

財団法人歯科医研修振興財団
理 事 長 印

〈備 考〉

1. この登録済証明書は東北地方太平洋沖地震の被災者が、就職等諸手続の際、免許証が手元に届くまでの間、暫定的に使用するためのものであり、証明の有効期限は平成23年12月31日までである。
なお、証明書は紛失しないよう取扱については十分注意すること。
2. 免許証が手元に届いた際には、必ず就職先等へ提示すること。

※ 指定登録機関が発行する登録済証明書は、各指定登録機関の長の証明となる。